

円卓会議の運営のあり方のイメージ（素案）

・定義

1. 本提言において、「規定」とは、今後の国民生活審議会の取りまとめを受けて、円卓会議の運営に関する基本事項について政府が定める規定を指す。
2. 本提言において、「グループ」とは、事業者団体、消費者団体、労働組合、金融セクター、NPO・NGO、専門家、行政など、各ステークホルダーに分類される団体及び個人の集合体を指す。

・委員等

- 1. 事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，金融セクター委員，NPO・NGO 委員
 1. 事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，金融セクター委員，NPO・NGO 委員は，それぞれ事業者団体，消費者団体，労働組合，金融セクター，NPO・NGO の各グループから推薦を受けるなどした候補者を政府が委嘱する。各グループに属する団体及び個人は，各グループの状況に応じ，透明で開かれた公正な過程を経て委員候補を選出するよう努める。
 2. 各グループのうち，委員候補の選出のための体制が十分に整備されていないグループについては，当該グループについて高い知見を有する者を政府が委嘱する。
 3. 委員は，円卓会議と各グループとの意思疎通の媒介者として，各グループ内の意見を把握し，これを前提として円卓会議で議論を行うとともに，円卓会議での議論についてグループ内の広範な団体及び個人への説明や啓発，説得に努めるほか，必要に応じ協力を求める。
 4. 政府は，円卓会議と各グループの連絡を円滑化するため，必要に応じ，各グループに所属する団体のうちから連絡団体を指定することができる。連絡団体に指定された団体は，委員候補の選出プロセスの運営を統括するとともに，各グループ選出の委員を補佐してグループ内の団体及び個人との連絡を担う。
- 2. 専門家委員
 1. 専門家委員は，当該専門の事項に関し学識経験若しくは実務経験のある者のうちから，政府が委嘱する。
- 3. 行政委員
 1. 行政委員は，関係行政機関（地方公共団体を含む）の長又は職員のうちから，規定に示す者をもって充てる。

・総会

- 1. 権能
 1. 総会は，円卓会議における審議の基本方針，緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について審議を行い，円卓会議の議決を行う。
 2. 総会は，審議事項に応じ，専門的な検討を行うため，その定めるところ又は規定に基づき，部会若しくはワーキンググループを置くことができる。
- 2. 組織

1. 総会は、事業者団体委員，消費者団体委員，労働組合委員，金融セクター委員，NPO・NGO委員，専門家委員，行政委員で組織する。行政委員を除き，各グループ委員は同数人以内とする。
2. 委員の任期は2年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。委員は，再任されることができる。
3. 総会に会長を置く。会長は，会務を総理し，円卓会議を代表する。会長に事故があるときは，あらかじめその指名する委員が，その職務を代理する。

- 3. 議事

1. 総会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決することができない。
2. 円卓会議における審議の基本方針に関する議事については，会長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。
3. 行政に対する政策提言を除く各グループの取組に関する議事については，当該グループより選出された委員の同意をもって決する。
4. 行政に対する政策提言については，会長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。全員の同意を得られない場合には，会長が会議の議論を踏まえた上で，議事を決する。

- 4. 議事の公開等

1. 会議は，原則として公開とし，傍聴席に相応する人数を傍聴させることができる。ただし，特段の理由があると会長が認めた場合は，理由を明示し，会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
2. 会議資料は，原則として会議において公開する。ただし，特段の理由があると会長が認めた場合は，会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。
3. 委員から文書にて意見が提出された場合，会長が審議にあたって必要と認めたものは，委員会にて配布する。文書にて意見の提出を行う場合，委員は少なくとも1週間前までに，会長に諮った上で他の委員に配布するよう努めなければならない。
4. 発言者名を記載した議事録を，会議終了後おおむね1か月以内に公表する。ただし，特段の理由があると会長が認めた場合は，理由を明示し，議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
5. 発言者名を記載しない議事要旨を，会議において公開した会議資料とともに，会議終了後速やかに公表する。

- 5. 参考人等

1. 会長は，必要に応じて，委員以外の学識経験者，事業者，行政機関等に参考人として出席を求めることができる。
2. 委員は，会長の許可を得て，代理の者を出席させることができる。

・部会

- 1. 権能

1. 部会は，総会が示す審議の基本方針に従って，緊急に対応すべき取組並びに協働戦略について，専門的な審議を行い，部会としての議決を行う。

2. 部会は、審議事項に応じ、専門的な検討を行うため、その定めるところ又は規定に基づき、ワーキンググループを置くことができる。

- 2. 組織

1. 部会は、事業者団体委員、消費者団体委員、労働組合委員、金融セクター委員、NPO・NGO委員、専門家委員、行政委員で組織する。

2. 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。部会長は、部会の事務を掌理する。部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- 3. 議事

1. 議事に関し、 - 3 第 1 項、第 3 項、第 4 項の規定は部会について準用する。

2. 部会における審議の基本方針に関する議事については、部会長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。

- 4. 議事の公開等

1. 議事の公開等に関し、 - 4 の規定は部会について準用する。

- 5. 参考人等

1. 参考人等に関し、 - 5 の規定は部会について準用する。

・ワーキンググループ

- 1. 権能

1. ワーキンググループは、総会若しくは部会が示す審議の基本方針に従って、専門的な審議を行い、ワーキンググループとしての議決を行う。

- 2. 組織

1. ワーキンググループに属すべき委員は、会長若しくは部会長が指名する。

・運営委員会

- 1. 権能

1. 運営委員会は、総会及び部会に対して審議項目や審議方針の案の提示を行う。

- 2. 組織

1. 組織に関し、 - 2 第 1 項及び第 2 項の規定は運営委員会について準用する。

2. 運営委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は、運営委員会の事務を掌理する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

- 3. 議事

1. 議事に関し、 - 3 第 1 項の規定は部会について準用する。

2. 運営委員会の議事については、委員長は出席委員全員の同意を得るよう努めなければならない。

- 4. 参考人等

1. 参考人等に関し、 - 5 の規定は運営委員会について準用する。